

特定化学物質障害予防規則等が改正されました

以下の3物質について、
健康障害防止措置が義務づけられます

- ◆ インジウム化合物
- ◆ コバルト及びその無機化合物
- ◆ エチルベンゼン

以下の2物質が、燻蒸作業対象物質になります

- ◆ エチレンオキシド
- ◆ 酸化プロピレン

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる(ばく露)状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。今回、リスク評価の結果、上記の物質について規制が必要とされたので、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則の改正を行いました。

改正政省令は、平成25年1月1日から施行・適用されます。
(一部には、経過措置があります)

主な規定の適用一覧	P.2
インジウム化合物 コバルト及びその無機化合物	P.3~8
エチルベンゼン	P.9~14
エチレンオキシド、酸化プロピレン	P.15



今回の改正による物質ごとの主な規定の適用一覧

インジウム化合物 ・ コバルト及びその無機化合物

条文	規制内容	インジウム化合物	コバルト及びその無機化合物
安衛法 57	表示	●	●
57の2	文書の交付	●	●
88	計画の届出	●	●
2	定義	管理第2類物質	管理第2類物質
2の2	適用除外(業務)	×	●
5	特定第2類または管理第2類物質に係る設備	●	●
	密閉式局所排気装置		
	ブッシュプル型		
6~6の3	5条の適用除外	●	●
7	局所排気装置等の性能	制御風速 1.0m/s	抑制濃度 0.02mg/m ³
8	局排等の稼働時の要件	●	●
9	用後処理(除じん)	●	●
12の2	ぼろ等の処理	●	●
21	床の構造	●	●
22,22の2	設備の改造等	●	●
24	立入禁止措置	●	●
25	容器等(貯蔵場所の設備を除く。)	●	●
27,28	作業主任者の選任	●	●
29~35	定期自主検査、点検、補修等	●	●

条文	規制内容	インジウム化合物	コバルト及びその無機化合物
36	作業環境の測定 実施	●	●
	記録の保存	●(30年)	●(30年)
36の2	測定結果の評価	×	●(30年)
	管理濃度	なし	0.02mg/m ³
36の3, 36の4	評価の結果に基づく措置	×	●
37	休憩室	●	●
38	洗浄設備	●	●
38の2	喫煙、飲食の禁止	●	●
38の3	掲示	●	●
38の4	作業の記録	●	●
38の7	特別規定	(清掃、呼吸用保護具、付着物の除去)	×
38の12	特別規定	×	●(清掃)
39~40の3	健康診断 雇入れ、定期配転後 記録の保存	●	●
		●(30年)	●(30年)
41	健康診断結果の報告	●	●
42	緊急診断	●	●
43~45	呼吸用保護具、保護衣等の備付け	●	●
53	記録の報告	●	●

エチルベンゼン

条文	規制内容	エチルベンゼン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物	エチルベンゼン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物
安衛法 57	表示(エチルベンゼンを0.1%以上含有する場合)	●	●
57の2	文書の交付(同上)	●	●
88	計画の届出	●	●
特化則 2	定義	「エチルベンゼン等」	
2の2	適用除外(業務)	●(塗装業務以外全て)	
1	定義	●	●
2~4	適用除外(許容消費量)	●	●
5	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	●	●
6	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	●	●
7~13の3	適用除外(周壁・臨時・短時間・設置困難等)	●	●
14~18の3	局排等の性能要件等	●	●
12の2	ぼろ等の処理	●	×
22,22の2	設備の改造等	●	×
24	立入禁止措置	●	×
25	容器等	●	×
	堅固な容器	●	
	容器等への表示と保管	●	×
	空容器的保管上の措置	●	
	貯蔵場所の設備	●	
27(28)	作業主任者の選任	●(有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
20~23	定期自主検査、点検、補修	●	●
24	掲示	●	●
25	区分の表示	●	●
26	タンク内作業	●	●
27	事故時の退避等	●	●

条文	規制内容	エチルベンゼン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物	エチルベンゼン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物
36	作業環境の測定 実施	●	●
	記録の保存	●(30年)	●(30年)
36の2	測定結果の評価	●(30年)	●(30年)
	管理濃度		20ppm
36の3, 36の4	評価の結果に基づく措置	●	●
28	作業環境の測定 実施	●*	●
	(有機溶剤混合物) 記録の保存	●*(3年)	●(3年)
28の2	測定結果の評価	●*(3年)	●(3年)
28の3, 28の4	評価の結果に基づく措置	●*	●
37	休憩室	●	×
38	洗浄設備	●	×
38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	×
38の3	掲示	●	×
38の4	作業の記録	●	×
38の8	特別規定		有機則の準用
39~40の3	健康診断 (エチルベンゼン) 雇入れ、定期配転後 記録の保存	●	●
		●(30年)	
41	健康診断結果の報告	●	●
29~30の2の2	健康診断 (有機溶剤混合物) 雇入れ、定期配転後 記録の保存	●*	●
		●*(5年)	●(5年)
30の3	健康診断結果の報告	●*	●
31	健康診断の特例	●*	●
42	緊急診断	●	●(一部適用)
43~45	呼吸用保護具等の備付け	●	×
32~34	送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用 保護具の数等		●
53	記録の報告	●	×

◆ このパンフレットでは、法令の名称を次のように略記しています。

労働安全衛生法→安衛法

労働安全衛生規則→安衛則

労働安全衛生法施行令→安衛令

特定化学物質障害予防規則→特化則

* エチルベンゼンと有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

有機溶剤中毒予防規則→有機則